

イベント

児童相談所の未来と弁護士の役割 ～児童相談所常勤弁護士の仕事と子どもの権利保障～

当会では、児童虐待防止のための様々な取り組みを行ってきましたが、この度、平成28年5月の児童福祉法改正により、児童相談所への弁護士配置が義務づけられました。さらに、特別区でも児童相談所を設置することが可能となり、23区でも児童相談所の設置が検討されています。

現在、東京の児童相談所では非常勤弁護士が関わっていますが、今般の法改正の趣旨を踏まえ、子どもの権利保障という観点から、弁護士がどのような役割を果たすべきなのかなどを議論するシンポジウムを企画しました。平成31年に児童相談所を開設しようとしている明石市の泉市長、当会出身で現在は名古屋市の子どもの家庭支援センターの常勤弁護士である橋本弁護士に基調講演をしてもらった上で、昨年まで文京区の子どもの家庭支援センターの所長として児童福祉行政のあり方を考えてきた鈴木さんを交えて、意見交換をします。奮ってご参加下さい。

日 時：2017年4月24日（月）午後6時～午後8時30分

※ 午後5時30分開場

場 所：弁護士会館2階講堂クレオBC

内 容：シンポジウム

1 来賓挨拶

西川太一郎さん（荒川区長）

2 基調講演①

泉房穂さん（明石市長、弁護士）

3 基調講演②

橋本佳子さん（名古屋市児童相談所任期付公務員、弁護士）

4 パネルディスカッション

・パネリスト

泉房穂さん（同上）

橋本佳子さん（同上）

鈴木秀洋さん（日本大学危機管理学部准教授、前文京区子ども家庭支援センター所長）

・コーディネーター

川村百合（東京弁護士会所属弁護士）

対 象：弁護士・自治体職員・児童福祉関係者・学校関係者等

主 催：東京弁護士会

参加費：無料

事前申込：不要

担当委員会 東京弁護士会 弁護士活動領域拡大推進本部 自治体連携センター
問い合わせ先 東京弁護士会 業務課 山岸 TEL：03-3581-3332